

令和2年度第4回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 令和3年1月

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催による実施)

2 議 事

(1) 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の本算定について

- ・ 令和3年度納付金の基本的な算定方針は、概ね秋の試算と同様である。
- ・ ただし、診療費の推計方法については、国の示す複数の方法により推計することに変更はないものの、財政運営ワーキングメンバーの意見を踏まえ、採用する推計方法を秋の試算時から変更した。本年3月から直近月までの数か月分の実績を基礎として、過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法を採用している。
- ・ 令和3年度納付金の県全体の合計額は約1,888億円で、前年度から約81億円、4.46%のプラスとなっており、すべての市町村で納付金額がプラスという結果となった。また、秋の試算との比較では、県全体で約22億円、1.16%のマイナスとなっており、すべての市町村で納付金額が減少する結果となった。
- ・ 本算定における秋の試算からの主な減少要因としては、仮係数の時点では前年度確定係数の横置き値となっていたものが、確定係数で更新されたことによる前期高齢者交付金の増、また、主に診療費推計方法を変更したことによる保険給付費の減があげられる。
- ・ 令和3年度1人当たり保険税額は、保険税必要額は111,861円となり、前年度と比べると7.1%の増、納付金総額と同様すべての市町村において前年度から増加している。前年度からの主な増加要因としては、1人当たり保険給付費額の増、1人当たり介護納付金額の増等があげられる。また、秋の試算との比較では1,645円、1.45%の減となっており、すべての市町村で1人当たり保険税必要額がマイナスとなった。
- ・ 納付金総額については、令和2年度に大きく減少していることを除き、やや減少傾向にある一方、1人当たり納付金額及び保険税必要額については、令和2年度を除いて全体的に増加傾向にある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により被保険者数が例年ほど減少しない見込みであるということを除けば、令和3年度納付金等の本算定結果は概ね過去の傾向に沿ったものであると考えている。

(2) ワーキンググループの進捗状況について

- ・ 前回の推進会議以降、国の確定係数に基づく令和3年度納付金等の本算定を行い、令和3年1月20日に財政運営WGを書面開催した。事務処理標準化及び保健事業WGに進捗はない。
- ・ 財政運営WGについては、当初は対面形式の会議を1月21日に開催する予定だったが、1月8日から2月7日までを対象期間とした緊急事態宣言が発令されたことを受け書面開催に変更したもの。
- ・ 議題は令和3年度納付金等の本算定のほか、保険税水準の統一、及びその他として子ども

に係る均等割保険税の軽減について資料を送付させていただいた。

- ・ 検討状況は次のとおり。
- ・ 「1. 国保事業費納付金等の算定ルール」については前回会議からの変更はない。なお、議題1で説明したとおり、診療費の推計方法は秋の試算から本算定で変更している。
- ・ 「2. 保険税水準の統一について」は、前回会議でもご報告させていただいたとおり、目標の達成に向けた推進体制の整理、チャートの作成を進めている。
- ・ これまで埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）（以下「次期運営方針」という。）における保険税水準統一の目標設定などについて皆様と協議してきたが、令和3年度からは目標達成に向けて、さらに取組、検討を進めていく必要がある。また、財政運営・事務処理標準化・保健事業の各WGのメンバーの任期は今年度末までのため、来年度からは新たなメンバーで検討を進めていくこととなる。
- ・ 大まかな進め方としては、これまでも各課題への対応については内容に応じて関係WGで協議し、推進会議に諮ってきたところ。今後もこの形を基本として皆様のご意見を頂戴しながら進めていきたいと考えている。
- ・ 「3. 国保運営方針（第2期）について」は、皆様のご協力により令和2年12月に次期運営方針を策定、公表した。今後は運営方針に記載した目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要となるので、県としても取組は進めていくものの、各市町村においても一層の取組強化とご協力をお願いしたい。

（3）埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）の策定の報告について

- ・ 昨年12月11日付けで、令和3年度から令和5年度までを対象期間とする次期運営方針を策定した。
- ・ 次期運営方針では、保険税水準の統一に向けた取組を新たに盛り込んだ。策定に当たって実施した意見照会で、保険税水準の統一の進め方について詳しい説明を希望するという意見があったことも踏まえ、改めて説明させていただく。
- ・ 「保険税水準の統一の定義」だが、原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとする。
- ・ 保険税水準の統一の実現に向けては、「保険税水準の統一に対する考え方」の項目にあるように様々な課題があるため直ちに完全統一はせず、「統一の進め方」の項目にあるように、「①納付金ベースの統一」「②準統一」「③完全統一」の3段階に分けて統一を進めていく。
- ・ 「②準統一」の段階では、賦課方式を2方式とすることや、賦課限度額を法定同額とすること、全ての法定外繰入れを解消することが必要となるので、未達の市町村においては、令和8年度までに計画的に実行していくよう強くお願いする。
- ・ 「③完全統一」の実現時期については、市町村間の収納率格差が一定程度まで縮小された時点としているが、この一定程度をどこに設定するかは、引き続き市町村と協議を行っていくこととする。
- ・ 各市町村においては、目標年度を区切って3段階で保険税水準の統一を進めていくことを念頭に、県が示している標準保険税率を参考に、今後の税率設定等について計画的に検討していただくようお願いしたい。
- ・ ところで、準統一の実現には、令和8年度までの一般会計からの法定外繰入れの解消が必

要となる。ここで言う法定外繰入れは全ての法定外繰入れを指し、「決算補填等目的の法定外繰入金」はもちろん、「決算補填等以外の目的の法定外繰入金」についても解消していくことが必要である。

- ・ 一方、赤字削減・解消計画で解消すべき赤字は、国の定義と同様に「決算補填等目的の法定外繰入金」としており、「決算補填等以外の目的の法定外繰入金」については計画の対象外となっている。
- ・ そこで、各市町村においては、赤字削減・解消計画に従い「決算補填等目的の法定外繰入金」を優先的に解消しつつ、「決算補填等以外の目的の法定外繰入金」の解消にも取り組んでいただきたい。これは赤字削減・解消計画を策定した市町村はもちろん、策定していない市町村も同様である。県としても、個別の市町村の削減の進捗を注視し、助言等、丁寧にフォローしてまいりたい。
- ・ なお、次期運営方針では併せて赤字削減・解消計画における目標年次について見直しを行った。従来は6年以内を原則としつつ、6年での解消が困難な場合は市町村の実態を踏まえた設定とするとしていたが、次期運営方針では準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに解消していただくように改めた。
- ・ 今後、新たに計画策定対象となる市町村は、令和8年度までの赤字解消を目標とする計画を策定していただくほか、既に計画を策定済みの市町村についても、目標年次が令和8年度より後になっている場合、目標年次の定めがない場合は、目標年次を見直す計画変更をお願いしたい。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響で財政悪化の可能性があるなど、削減努力だけでは如何ともしがたい事態が生じることも想定される。その場合には法定外繰入金の削減状況を注視しながら、第3期、第4期の運営方針策定の際に市町村の皆様とも協議のうえ、対応を検討していきたいと考えている。
- ・ 賦課方式の統一については、賦課方式を所得割と均等割の2方式とし、準統一の目標年度である令和9年度には全ての市町村が2方式となることを目指す。現在4方式を採用している市町村においては、2方式への変更について計画的な検討をお願いしたい。
- ・ 賦課限度額については、準統一の目標年度である令和9年度には、全ての市町村で賦課年度の法定限度額となることを目指すこととした。翌年度の法定限度額は据え置きとなるが、翌々年度以降、法定限度額が引き上げられる場合、法定どおりの限度額にするには専決処分が必要となる。現状で専決処分による賦課限度額の引上げを行っていない市町村においては、この次期運営方針を根拠として議会と丁寧な調整を重ねていただく必要がある。

(4) その他(子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について)

- ・ 資料4-1及び4-2は令和2年12月23日に開催された国の社会保障審議会医療保険部会の資料である。この会議に先立ち、12月21日に厚生労働省から都道府県に対する説明会が実施されたので、この内容のうち子どもの均等割保険税の軽減措置に関するものについて紹介させていただく。
- ・ なお、都道府県の財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与するための法改正が検討されているが、実際に法改正が行われた場合には、県としても速やかに対応するとともに、今般の納付金算定においても課題となった剰余金の取扱いについては改めて市町村の皆様と

協議させていただきたい。

- 都道府県の財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する改正も含めた改正法案については、令和3年の通常国会に提出するべく準備を進めているとのことで、施行は令和4年度予定となっている。(一部、令和6年度施行予定)
- 今回の制度改正により、市町村においても条例改正及びシステム改修が必要になってくるものと考えている。県としても追加情報などあれば随時提供していくので、市町村においても国会や社会保障審議会医療保険部会の動向の確認、システム提供ベンダーとの調整など適宜対応いただくようお願いしたい。

※ 上記議題について資料送付

※ 市町村等からの質問・意見は別紙のとおり

令和2年度 第4回国民健康保険運営推進会議の意見・質問に対する回答

NO.	議題	質問・意見	回答
1	(1) 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の本算定について	介護納付金分における国普通調整交付金について、令和2年度比増減が約半減している理由は何か。秋の試算では、令和2年度比増減が2/3に減少しており、国に問い合わせ中であるとのことであったが、国の回答はどうであったのか。	財政運営WGにおける質疑に対する回答でもお示ししているとおり、厚労省から詳細は示されていないが、過年度介護納付金の実績額の減に伴うものであると考えている。 なお、秋の試算の時点における令和2年度の交付見込み額は約23.1億円であり、令和2年度確定係数(約32.8億円)から約9.7億円の減となっていることを考えると、令和2年度確定係数における数値が過大であったと言える。
2	(2) ワーキンググループの進捗状況について	納付金ベースの統一に向けて、医療費水準反映係数を「 $\alpha=1$ 」から「 $\alpha=0$ 」へ段階的に算定するにあたり、市町村ごとのシミュレーションデータについて係数ごとの資料提示をお願いしたい。令和6年度の納付金ベース統一に向けての影響を確認したいため。	納付金ベースの統一に向けては医療費水準反映係数 α を0とするだけでなく、都道府県向けの公費を県単位で算定する必要がある。 $\alpha=0$ だけでなくその他の公費も含めて、令和元年度納付金の算定結果をベースにした影響額の試算を、令和元年度第3回財政運営WGの資料として共有しているのを参考としていただきたい。(最終的な影響額は年度によって条件が異なるためあくまで試算という位置づけ)
3	(2) ワーキンググループの進捗状況について	都道府県標準保険税率との乖離について計画的に税率改正を進めていくことが何よりも重要との考えに共感する。税率の乖離に対し、計画的かつ段階的に摺りつけていく必要があるが、複数年かけて摺りつけていくためには、納付金の伸びを考慮した目標年度の都道府県標準保険税率に摺りつけなければならない。この度、納付金総額等の推移の資料を作成いただくとともに、財政運営WGを中心に、さまざまな考察が行われ、これまでの推移のトレンドがある程度分かってきたところ。また、財政安定化基金の年度間調整機能の付与も進めていく必要があり、その中で、大きな推移のトレンドを押さえていかなければならない。そのため、都道府県標準保険税率について、算定年度だけでなく、今後の推移についても分析し、情報提供をお願いしたい。	引き続き可能な限りの情報提供は行いたいと考えているが、今後も団塊の世代の後期高齢者への移行や社会保険の適用拡大、後期高齢者医療制度の自己負担の見直しなど大きな制度改正等が見込まれるため、今後の納付金及び標準保険税率を推計することは困難であることを御理解いただきたい。 なお、参考までにはあるが、御指摘のようにこれまでのトレンドから単純に試算するとすれば、H30からR3にかけての都道府県標準保険税率の増加幅の1年平均は、所得割+0.28%、均等割+2,377円となっている。
4	(2) ワーキンググループの進捗状況について	賦課限度額の統一については、原則、専決処分との考え方が示されており、市町村議会との調整が課題として挙げられる。他県での先行事例など、調整を円滑に進めていくための情報提供などの支援を、今後、お願いしたい。	他県では都道府県単位化以前から専決処分等により法定同額を実現している市町村が大半となっている。 本県内で新たに専決処分を実施した市町村の事例については、当該市町村のご意見も踏まえながら適宜情報共有させていただくことは検討する。
5	(2) ワーキンググループの進捗状況について	法定賦課限度額の専決処分化については、財政運営の責任主体たる埼玉県の強いリーダーシップが必要不可欠であると考えている。各市町村において、議会との調整を進めるにあたり、埼玉県から市町村に対して文書を出すなど、特段の働きかけを講じるようお願いしたい。	保険税水準統一にあたって県が意見集約や調整を行っていくのは当然必要であると考えており、賦課限度額の改正などは今後各市町村において議会と調整していく際の一助になればという考えもあり、市町村からの意見を踏まえ、改めて第2期国保運営方針に明記したところである。
6	(3) 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)の策定の報告について	法定どおりの賦課限度額の引き上げについて、次期運営方針に基づき、県内全市町村が足並みを揃えて専決処分を実施するのであれば、議会との調整も捗ると考える。また、実現できない市町村があった場合は、何らかのペナルティ等があるのかお聞かせ願いたい。	準統一の目標年度である令和9年度に法定限度額への引上げを実現できない市町村にペナルティを課すことは現時点で考えていないが、仮に法定限度額への引上げを実現できない市町村がある場合、準統一が実現できないことに御留意いただきたい。
7	(3) 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)の策定の報告について	「決算補填等以外の目的の法定外繰入」の解消について、理念は理解しているが、一朝一夕に実現することは難しい。また、現在の制度では、法定外繰入の発生は納付金の多寡によるところが大きいと考える。納付金の算定において、令和6年度より医療費水準が反映されなくなり、被保険者数の減少も続くなか、今後、当市では納付金の負担増が懸念されている。更には、新型コロナウイルス感染症の影響により財政悪化が予想される状況下においては、追加の財政支援なしには、決算補填等が目的の法定外繰入の解消すら厳しい状況となっている。県として「個別の市町村の削減の進捗を注視し、助言等、丁寧にフォローしてまいりたい」とのことだが、詳しい内容をお聞かせ願いたい。	個別の市町村の法定外繰入れ削減の進捗状況については、赤字削減・解消計画実施状況報告書や実施状況報告書様式5により確認することを考えている。 また、赤字削減・解消計画の進捗が目標に届いていない市町村に対しては、現在も、県国保医療課職員が訪問してヒアリングを実施し、適宜助言等をさせていただいているが、決算補填等以外の目的の法定外繰入れの解消についても、実施状況報告書様式5により削減が進んでいない市町村に対して、同様のヒアリング実施を検討したいと考えている。 なお、御指摘のとおり、法定外繰入れの解消については一朝一夕に実現するものではないため、各市町村においても長期的な視点での計画を立て早期に実行に着手いただきたい。 また、納付金の多寡については、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する旨の法案が国会に提出予定であるとの情報も出ていることから、今後、市町村の皆様と決算剰余金の取扱等について協議してまいりたいと考えている。